内部通報規則

（目的）

第１条　この規則は、宮城県障がい者カヌー協会（以下、単に「協会」という。）における不法行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに協会に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度を設けるとともに、その運営方法等必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第２条　この規則は、協会役員（以下、「役員」という。）、協会代表（以下、「代表」という。）に適用されるものとする。

（通報等）

第３条　協会の不正行為として、次に掲げる事項が生じ、又は生じるおそれがある場合、役員（直接的又は間接的に関係する者を含む。）はこの規則の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）することができる。

（１） 法令又は定款に違反する行為

（２） 役員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為

（３） 協会の内部規則に違反する行為

（４） 協会の名誉又は社会的信用を侵害し又は失墜させるおそれのある行為

（５） その他企業、団体、上部財団、役職員又は利害関係者が重大な損害を生じるおそれのある行為

（ヘルプライン窓口）

第４条　ＪＡＮＰＩＡのヘルプライン窓口の外部機関を利用する。

（調査結果に基づく対応）

第５条　通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在すると判明した場合、直ちに代表に報告するとともに事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発等の対応を行うとともに再発防止の措置を行うなど、速やかに必要な対応を講じる。

（通報者等への不利益処分の禁止）

第６条

１．　申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを認知した役員・会員は、この規則に基づき通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

２．　通報等の対象となった者の個人情報の取り扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう十分注意するものとする。

３．　通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取り扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。

４．　担当役員は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要を速やかに役員に報告するとともに遅滞なくこれを公表するものとする。

ただし、通報者等の氏名等の個人情報は除くものとする。

（情報の記録と管理）

第７条　代表（会長？）の決定の元、必要であれば記録する、通報者特定情報の開示はしない。

（懲戒等）

第８条　個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、また誹謗中傷を内容とする情報を発見した場合、民事事件、刑事事件を視野に入れ対応する。

1. 前項の懲戒処分は、役員については他役員が役員会にて決議し、決定は代表（会長？）がこれを行う。

第９条　消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成２８年１２月９日）に沿って公益通報者保護規定を定める。**⇒第6条がこれに該当するので、不要？**

附則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。